

平成 2 3 年第 1 回定例会

森 町 議 会 会 議 録

3 月 第 2 回会議

平成23年第1回森町議会定例会3月第2回会議会議録（第1日目）

平成23年3月31日（木曜日）

開議 午前10時08分

休会 午前11時54分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名

追加日程

- 1 行政報告
- 2 議案第 1号 平成22年度森町一般会計補正予算（第11号）
- 3 議案第 2号 平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 4 議案第 3号 平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）
- 5 発議第5号 森町広報委員会条例の一部を改正する条例制定について（再議の件）

○出席議員（21名）

議長 22番 野村 洋 君	副議長 1番 青山 忠 君
2番 堀合 哲哉 君	3番 長岡 輝仁 君
4番 黒田 勝幸 君	5番 木村 俊広 君
6番 加藤 玲子 君	7番 宮本 秀逸 君
8番 川村 寛 君	9番 佐々木 修 君
10番 清水 悟 君	12番 杉浦 幸雄 君
13番 中村 良実 君	14番 坂本 喜達 君
15番 菊地 康博 君	16番 服部 勝見 君
17番 三浦 浩三 君	18番 小杉 久美子 君
19番 西村 豊 君	20番 東 秀憲 君
21番 前本 幸政 君	

○欠席議員（1名）

- 11番 坂本 元 君

○出席説明員

町 長	佐藤 克男 君
副町長	増田 裕司 君

総務課長	片野	滋君
総務課参事	佐々木	陽市郎君
防災交通課長	清水	雅信君
企画振興課長	伊藤	昇君
保健福祉課長	佐藤	洋君
保健福祉課参事	成田	研造君
住民生活課長	竹内	明君
砂原支所長	輪島	忠徳君
町民サービス課長	野田	勝正君
教育長	磯辺	吉隆君
教育次長	香田	隆君
社会教育課長	澤口	幸男君

○出席事務局職員

事務局長	本間	一男君
事務局次長	藤田	司志君
庶務係長	喜田	和子君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 平成 2 2 年度森町一般会計補正予算 (第 1 1 号)
- 2 議案第 2 号 平成 2 2 年度森町国民健康保険特別会計補正予算 (第 6 号)
- 3 議案第 3 号 平成 2 2 年度森町介護保険事業特別会計補正予算 (第 6 号)
- 4 発議第 5 号 森町広報委員会条例の一部を改正する条例制定について (再議の件)

開議 午前10時08分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は21名です。定足数に達していますので、議会在が成立いたしました。

平成23年第1回森町議会定例会3月第2回会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議規則第3条の規定により、休会中にかかわらず、議事の都合により3月第2回会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、宮本秀逸君、8番、川村寛君を指名します。

◎諸般の報告

○議長（野村 洋君） 地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

◎議事日程の追加

○議長（野村 洋君） お諮りします。

ただいま町長より行政報告の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

町長の行政報告を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定しました。

◎追加日程第1 行政報告

○議長（野村 洋君） 追加日程第1、町長の行政報告を議題とします。

町長より行政報告を求めます。

○町長（佐藤克男君） 皆さん、おはようございます。ただいまより行政報告をさせていただきます。

東北地方太平洋沖自身にかかわる直近の状況についてご報告いたします。まず、被災地域への支援状況についてでございます。さきに報告しましたとおり、支援連絡本部を設置し、北海道を窓口とした支援活動を基本として取り進めることとしております。3月18日には、救援物資の緊急要請に対し、毛布300枚の提供を実施しております。公営住宅での避難者受

け入れにおいては、即時入居可能な町営住宅2戸の受け入れ及びさくらの園においての要援護者は8人の受け入れを登録しておりますが、現時点では申し込みがない状況であります。人的支援につきましては、森町消防本部へ救急隊の派遣要請があり、既に3月25日より第5次隊で1名、第6次隊で1名の派遣をしており、4月13日からの第10次隊では2名の派遣を予定しております。今後においても可能な限り要請にこたえてまいりたいと考えております。

次に、個人からの支援物資の受け付けについて申し上げます。3月28日、北海道より被災地への必要物資12品目が提示されたのを受けまして、森町では4月6日から4月15日までの期間、森町公民館と砂原公民館において支援物資の受け付けを行ってまいります。この旨4月4日配布となる広報4月号にチラシを折り込んでおります。今後においても被災地での必要とされる物資の状況にあわせ、その都度支援物資の受け付けを行ってまいることといたします。その他の調査では、遺体の火葬協力調査、患者受け入れ調査、仮設住宅建設場所等の調査が来ており、それぞれ協力を申し出ております。

災害義援金につきましては、住民生活課で日赤による義援金の受け付けをしているほか、社会福祉協議会で共同募金箱による募金活動ほか、各町内、団体で活動が展開されております。森町としての災害義援金については、財政面、漁業被害との関連等、多面的な検討が必要と考えており、本日の提案には至りませんでした。

次に、漁業被害関連についてご報告申し上げます。漁業被害の状況につきましては、森、砂原両漁協におきまして現在も調査中でございますが、両漁協によりますとホタテ養殖漁家の約8割が被害を受けており、養殖施設における推定被害額は約6億2,000万円、ホタテ生産物に対する推定影響額も含めると被害額は2倍以上になるとの報告を受けております。このような中、国においては3月13日に激甚災害の指定をしており、主な適用すべき措置の中に水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助として10分の9を上限に補助を行うこととしておりますが、まだ具体的な補助対象要領が決まっていない状況でございます。去る3月25日、鹿部、森町、八雲、長万部町の首長と各漁協の組合長が道庁に出向き、高原道副知事、水産林務部長を初め各関係局長及び漁業系統団体に対して災害復旧事業に係る補助の支援や特段の金融措置等の要望活動を展開してまいりました。また、ホタテ養殖漁業者においては、津波の翌日から施設の被害状況の把握と同時に、施設復旧のための土俵づくりに取りかかっております。その土俵に必要な砂の運搬等の費用につきましては、町の支援策として3月23日の補正により対応したところであり、その後の追加分につきましても本日の補正により計上させていただいております。なお、ホタテの付着物処理手数料につきましては、2,000円の減免措置を継続してまいります。

以上、現時点の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第2 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第2、議案第1号 平成22年度森町一般会計補正予算（第11号）

についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町一般会計補正予算の第11回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,100万円を追加し、歳入歳出それぞれ97億2,642万円にしようとするものでございます。

以下、4ページからの事項別明細書により説明を申し上げます。まず、歳入でございますが、平成22年度の特別交付税の交付額が確定したことにより1億4,100万円を補正しようとするものでございます。なお、今年度の特別交付税の交付額、決定額は総額で4億7,600万円となったものでございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費、節25積立金1億3,875万3,000円の補正につきましては、今回の特別交付税確定により財政調整基金積立金を補正しようとするものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目4老人福祉総務費、それから項2児童福祉費、目3保育所費、これらの補正につきましては、事業の執行精査により共済費をそれぞれ補正しようとするものでございます。

それから、下段の款9消防費、項1消防費、目4災害対策費、節14使用料及び賃借料179万3,000円の補正につきましては、今回の津波被害時に災害時における応急対策に要した建設機械借り上げ料を補正しようとするものでございます。

それから、8ページをお開き願いたいと思います。款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費1万3,000円の補正につきましては、これも事業の執行精査により共済費を補正しようとするものでございます。

以上、議案第1号 平成22年度森町一般会計補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。

○4番（黒田勝幸君） 6ページ、消防費、災害対策費でございますけれども、これは災害のための建設機械借り上げ料179万円計上されております。そこで聞くのですけれども、町長から今行政報告がございました。それで、町としての取り組みが今町長からお話ございました。それで、義援金のことなのですけれども、新聞紙上を見ますとそれぞれの町で義援金を既に拠出しております。町長は、さきの議会におきまして義援金についても考えていますよと。義援金については、いわゆる形の見える形でやりたいのだということを言っていました。それは、例えば今回の災害で役場がもうすっかり流されてしまってなくなったと、そういうところもありますよねと。そういうような形の中で考えていきたいということをお話ししてございました。それで、今行政報告の中に義援金の話がまだ出てきておりません。まだ考えている最中かなと、こう思っておりますけれども、こういうものはやはり早くやったほうがいいのではないかなと、基本的にそう思っております。森町は、昭和36年に大火があり

まして、全国の皆様に大変お世話になった経緯もございますし、また駒ヶ岳もあります。いっとうなるかわからないような山も抱えておりますので、そういうことからいってもやっぱり拙速に早くその対応をしたほうがいいのではないかなと、こう思っておるのですけれども、その辺は町長、現段階でどのように考えておられますか。

○町長（佐藤克男君） 義援金につきましては、今七飯町と鹿部町、ここが義援金を決めたところでございます。また、檜山では上ノ国ですか、それからまた島のほうも決めたということになっております。各町は、日赤さんをお願いしているということなのですけれども、森町は今ホタテというのが森町の大きな産業になっております。森町が養殖事業を始めたとき、種を、これを遠くから、三陸からいただいていたと。そしてまた、できたホタテについては三陸のほうに持って行って加工してもらったと。そしてまた、この加工、今森町ではホタテの加工もしておりますけれども、この加工も三陸の宮古から大船渡にかけてのいろんなところにお世話になったという経緯を私は聞いております。そして、このたび大変被害が甚大であった山田町、そして大槌町、ここについては特別に知っている方か、そういう方はいませんけれども、非常に大きな災害を受けて、そして町長みずからも大槌町では亡くなったというようなことも聞いております。私は、日赤さんをお願いすることも一つの案だと思いますけれども、やはり形の見える形で、例えば山田町、ここにも森町からホタテを山田町に随分買っていただいたと。また、大槌町にも買っていただいたという過去の恩義を感じながら、そういうところに見える形でそういう義援金等々渡したほうがいいのではないかと。また、町民から日赤さんに集めているお金については、これは当然日赤さんに行く。町からのやつはそういう格好で行って、そしてまたそこでつながりができたときに森町にもしあれでしたら、非難しておいでになりませんか。森町には、例えばグリーンピア、また旅館、濁川にもたくさん旅館がございます。そういうところに収容できないかと。聞きましたら、大体100名ぐらいの方は収容できるようでございます。そういうような形で、その縁がもとでそういうようなこともやれるのではないのかなと。これは、私なりのまだ私案でございますけれども、そういうことで考えております。

また、義援金につきましても多ければ多いほどいいのですけれども、今森町はまだまだ将来負担率190%、約200億円を超える長期債務がございます。財政調整基金が10億円を超えるものがたまつたとはいえ、まだまだ借金の多い町でございます。そういうことも踏まえて、またこれは町民の皆さんにも非常に今ご苦勞をかけております。また、職員等にもご苦勞をかけております。その中からどのくらいが妥当なのかというようなことも真摯に考えて、その中でよその町がこれだからうちの町もこれというようなことにはならないのではないかなと。町民の皆さんの間でこれならばいいだろうというような数字を考えながら、そういうものやっっていく。ただ、早いうちにこれはやりたいということを考えておりますけれども、それについてまた議員の皆様にもご相談をさせていただくようなことがあろうかと思っておりますので、その節にはよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○4番（黒田勝幸君） 方法論はいろいろあると思います。今日の新聞ですけれども、北斗市で被災されました15の市に100万円ずつ、1,500万円を計上したと、義援金で。こういう報道もあります。今町長のお話聞いていると、漁業関係、また加工関係の方とそういう東北地方につながりがあると。そういうものも考える余地があるのかなと、そういうお話がございました。これ例えば静岡県の森町とか、はっきり姉妹提携を結んでいるところは、それはもうはっきりしているのです。もうこれ以上やったら、際限なくなってしまう。それだけおくれしていく。ですから、私は個人的には日赤を通じてやるのが公平に配分されるのかなと、こう思っております。いずれにしても、早く事を進めないとうまくないと。町長、義援金の額については今言っておりません。ただ、言ったのは借金があるから、11億円ぐらい財調に積み立てあるからと、その金額のことも何か押さえるような発言ですよ、内容的に。だけれども、お金は生かして使わなければだめなのだ。やるときはぱっとやるのです。ふだんは締めても、こういうときにぱっとやるのが町長としての技量なのです。私は、それができる町長だと思っているから言っている、できない人ならしゃべらないのだけれども。その辺をしっかりととらえていただきたいなど、こう思うのです。

それと、今町長、森の被害のことも言っていましたよね。ホタテ関係者中心に、今いわゆる全容がまだ見えておりませんので、これからまだまだ金額が大きくなるものと思っております。ただ、激甚災害というのは何でも対象になるわけではなくて、ならない部分というのはすごくありますので、議会としても先般緊急決議書を町長に提出いたしましたので、そちらのほうも早期に協議をしていただきまして、何らかの手だてを考えていただきたいなど、こう思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○町長（佐藤克男君） 早く義援金を出せというお話ですけれども、もらうほうも使い道に困っているという話も聞いております。日赤さんに上げたところで、日赤さんがすぐ使うわけではありません。そういうものも踏まえて、これは何か早い方がいいように感じるかもしれないけれども、決して早くすることは私は何も最良だと思いません。個人に渡るならば早いほうがいいだろうと私は思いますけれども、個人には行きませんので。ですから、この辺についてはよく考えて、そういうことでやっていきたいなど、そういうふうに思っております。

それから、森町のホタテ漁業者等々については、漁協のほうからいろんな支援が、要請があった場合、それに逐次おこたえしていこうと、そのように考えております。今のところ漁協さんのほうから、砂、土俵のことしかまだ来ておりません。この土俵については漁協さんから来た、もう11日の災害に遭って、13日にはこの土俵をつくるための砂の用意、運搬等、これについてはもう迅速に動いております。ですから、これは災害の対策については漁協さんから依頼が来たものについて逐次それを早期にやっていくということで考えております。

以上です。

○2番（堀合哲哉君） 関連でお聞きしたいと思います。

今黒田議員に町長が答弁されておりましたけれども、では義援金を出すという決定する時

期というのはいつを想定されているのか。それから、各自治体ということをいろいろ想定されているようでございますから、何自治体に対して今想定されているのか、それも一切検討されていないのか、その辺のところをお話していただきたい。

それから、もう一点あります。要するに町内の関係です。大きな漁具の被害受けました。私現時点で心配するのは、要するにこの漁具被害によって現実ホタテの出荷ができなくなったという方も多く含まれているはずなのです。そうすると、現金収入にならないと。生活大丈夫なのと。この辺は、漁協さん任せではなくて積極的に役場で乗り出すべきの話なのです。各団体から、ほかの団体から報告受けて、それを受けてからやりますよなんていう話ではないはず。だから、積極的にやっぱり聞き取り調査含めて、ぜひ役場サイドでやるべきだと、このことについての答弁をお願いします。

○町長（佐藤克男君） 先ほど言いましたように、早くすることも大切でしょうけれども、やはり熟議をして、そして考えてやることも1つだなど思っております。私の考えでは、何も今すぐすることではなくて、新しい議員さんが来てから最初の議会等々でお願いするのも一つの方法かなと、そのようにも考えております。

また、もう一つは、漁家の方たちが困っているということに対して町が積極的に支援すべきだというお話がありましたけれども、これにはルールがございますので、これはやはり漁業協同組合のほうと一緒にやっていかなければいけない。やはりルールは守らなければいけないものだと、そのように考えております。

以上です。

（何事か言う者あり）

○町長（佐藤克男君） 今の私の考えでいえば、ちょうど森町と同じくらいの規模の町ということで、今2つの町を考えておりますけれども、まだこれから、ただちょっと考えただけであって、かなり深く考えているわけではありません。この辺についてもよく検討してからしたいと思っております。

以上です。

○2番（堀合哲哉君） 森町と同規模の町というのが私ちょっとよくわからないのです。その根拠って一体何なのだろうと思うのですけれども、やはり例えば森町って駒ヶ岳控えております。山に変化があって、大爆発は望んでおりませんが、もし災害に遭った場合に大火の場合と同じように全国からいろんな支援を受けれる状況になるはずなのです。私心配するのは、単独で何町か指定してそこでおやりになるというのは果たしていかなものなのかと。やっぱり森町でこれだけの義援金を出しましたと。そして、森町を宣伝するいい機会だと思います、これも。そういう利用をしながら、やはり今被害を受けたのは、森も受けていますけれども、これ以上の人的被害を含めてすごい状況なのです。そのときにやはりどこかの町だけというのは、特定するのは私はやめるべきだと。全国的なやっぱり支援のネットワークの中で進めていくべきだというふうに私は思います。町長は、新しい議員が改選されたからだとおっしゃった。ぜひ早くして、お金の使い道に困っているというのではなくて、

支援を全国的に展開しているわけですから、やっぱり森町だけぐっとおくれるようなことのないということを私すべきではないのかと。再度町長にお聞きしたいと思います。

それから、後半の部分ちょっと間違っているといると思うのですが、ルールがあるからといって、漁協さんと役場がすべて共同でなければ何事も進まないわけではないのです。漁民も町民なのです。そのときの生活困窮者が出た場合の対応は、漁協に任せるのですか。違うでしょう。役場が聞き取り調査をまずやりなさいということなのです。私支援すぐやりなさいと言っているのではないです。聞き取り調査をして、実態を把握しなさいよと。そして、その上に立って、もし生活に困っている人がいればその町として対応しなければいけないと思います。ですから、そのことを町長にお聞きしているのです。よろしくをお願いします。

○町長(佐藤克男君) 同規模の町になぜこだわるのだというようなことだと思います。我々が船渡だとか釜石だとか大きな町にやるのではなく、同じような町から固まったお金が来たときに、やはりもし私であればこれは非常にありがたいという感謝の念を持つものでございます。そういう生きたお金を使いたいと、私はそのように考えているわけでございます。早く決定すべきだということですが、もし日赤さんにこのお金預けたからといって、日赤さんがすぐにそういう町にお配りになるということは考えられると私は思っております。ですから、そういう意味で私どもが特定の町に支援することによって、それが即生きた金として使われるだろうと、そのように考えております。ですから、何も今すぐにこれを拙速に進めるべきものではないかと、そのように思っております。

生活支援というようなことですが、これについてはもう既に担当の課で当たっております。非常に厳しいとか、そういう部分については、やはり私は漁協という窓口があるわけでございますから、この窓口とともに話をしながら進めていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○20番(東 秀憲君) 関連する質問になるかもわかりませんが、今の義援金の関係ですが、私はやはり先ほど町長が答えました2つの町という、そういう特定はすべきでないと思います。ということは、町民の方々も過去に駒ヶ岳の大噴火、あるいは森町の大火、そういうときには全国から応援をもらいながら、そして助けられた。そういうようなこともありますから、特定するのではなくやはり全般に行き渡るような、そういうふうな義援金の拠出の仕方をしてほしいと思います。それと、きのうの新聞、ちょっと道新を診ますと、上ノ国町では町内会連合会がみずから町長に要請しながら、早く義援金を拠出すべき、さらに全般的にわたってのそういうふうな拠出の仕方をすべきだというふうな貴重な意見もあります。そんなことで2つの特定の町村に限定することなく全般に行き渡るような、そういうふうな方法を選択してほしいと思いますが、そのあたりを答弁お願いいたします。

○町長(佐藤克男君) 先ほどから言っていますように、もしこれを日赤さんをお願いしたと、預けたと。その場合、そのお金がすぐに町民のところに、国民のところに、困っているところに行くと思いますか。私はそれを言っているのです。それは、日赤さんで一度預かる

でしょう。それからお金が行くのです。欲しい人はたくさん待っているのです。ですから、特定のところに早くお金を届けるためにも私はそういう特定して、そして喜んでいただけるところに送ったほうがいいのではないのかなと、そういうふうに思っているのです。ですから、何も不公平だとかそういうことではなくて、そういうことを考えながらやっ払いこうと。日赤さんにということももちろん視野に入れております。全く否定したわけではありません。ですから、そういうものも含めてどれが一番喜ばれるのだろうか。日赤さんにお金を預けて、お渡しして、喜ぶ姿は見えるのでしょうか。私は、特定の町、小さな町でもいいから、そういうところにある程度固まったお金が行ったときに、その町長は喜んでいただけるし、またそこいろんな面で交流が深まっていくのではないのかなと。もちろん町民の皆さんが出してくれているお金、これは日赤さん通じて届いていくわけですから、それとは別に町がやるのであれば生きたお金を使うべきだと、私はそのように考えている次第でございます。ただ、これも議員の皆さんともよく相談しながらやっても遅くない、私はそのように思っております。何も今すぐに急いでやればよいというものではなくて、これはもう今目の前の困っている人に渡すのなら、私は急いでやるべきだと思います。しかし、一回日赤さんに入って、それからしばらくプールされて、それから配っていくわけです。我々のお金が行ったからといって日赤さんはすぐにそれを活用するとは私思われません。ですから、そういうことも考えながら、なるべく早くそういうお金の使い方をしたいなど、そのように思っております。

以上です。

○21番（前本幸政君） 東議員と同じような考え方でちょっと質問したいのですが、今日日赤の絡みのお話がされました。実は、ちょっと勉強不足かもしれませんが、日赤から直接各市町村に行くわけでないですよ、このシステムは。多分わかっている方だと思いますけれども、これは配分委員会というものができて、配分委員会から各市町村に今度渡るのですよね。配分委員会自体がまだできていないのです、今。だから、日赤ではできるだけためて、今配分委員会できたら、各市町村でどれだけの被害があるか、それを見て配分するという事になっているので、やっぱり特定の部分に直接そういう支援という考え方もあるのかもしれないですけれども、私はやっぱりそういうようなルールにのっとってやっ払いいくのが一番ベストではないかなと思いますけれども、いかがですか。

○町長（佐藤克男君） ですから、私は日赤さんを何も除外したわけではなくて、それも含めてそういう提案も、考え方もあるよということを行っているのです。ですから、何も町の義援金は日赤さんはやめたと言っているわけではないのです。それも考えて、そしてやろうではないか。何も今すぐに義援金を出すべきことではなくて、もう少し検討してもいいのではないかと、私はそのように思っている次第です。

○6番（加藤玲子君） ただいまいろいろな意見が出まして、どれが一番いいのかというのはやはり町長の見識を持った中でこれはやっ払いいくべきものになるのかなというふうに思いました。それで、義援金と物資を一緒に考えているようなんですけれども、今町長おっしゃる

のは義援金というふうな問題を早くやったほうがいいのか、おくれてもそこに本当に喜ばれるお金の使い方というお話をしておりますけれども、私は確かにそういうこともあり得るのかなとも思いますが、やはり物資と現金は、義援金ですか、これは別々に考えて差し上げたほうがいいのかないかなというふうに思います。例えば今物資は、先ほどの説明では個人の物資は3月28日からですか、受け付けている。12品目になっているということですが、森町はやはりいかめしがあるわけですから、これはいかめしはずっと保存食にもなりますし、こういう有名ないかめしを早速に先ほど町長言っておりました山田町ですか、この三陸。そういうふうなところでやはり食糧が今一番大事だということで、七飯町あたりなどはペットボトル、水とか、そういうのも1,500本とか、そういうふうなことをやっておりますが、早急に私は食糧の不足のところにはいかめしなどを5,000食とか1万食とか、何かそういうものを早速に送って喜ばれるというふうなことができないのかなと思います、その辺はいかがなものでしょうか。

○町長（佐藤克男君） 物資につきましては、これは道がまとめて各市町に要請が来ております。ですから、多分道がまとめて、これは配分するものだと思います。

今いかめしのお話ありがとうございました。いかめしにつきましては、もう既に注文が山のように来ておりまして、これをさばき切れないうのが状況でございます。森町のいろんなかまぼこ屋さんを含めて、そういうところはうちに売ってくれというところがもうあちこちから来て、今てんやわんやでございます。ですから、本当はそういうところにいかめしをお届けすればいいのしょうけれども、今はそういう状況にないのだということもちょっと認識をしていただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第3、議案第2号 平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第2号について説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第6回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ29億8,075万5,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳出について説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節4共済費は、事業執行精査のため2,000円を追加し、同じく節7賃金2,000円を減額しようとするものでございます。

以上、森町国民健康保険特別会計補正予算について説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第3号 平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第3号について説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第6回目となるものでございます。

歳入歳出の補正につきましては、歳入歳出それぞれ121万円を追加し、歳入歳出それぞれ15億1,589万7,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書により説明申し上げます。最初に、8ページのほうをお開き願います。歳出について説明申し上げます。款2保険給付費、項4高額介護サービス費、目1高額介護サービス費、節19負担金補助及び交付金121万円の補正は、予算残額に対して最終回の支払いに

不足が生じるおそれがあるため、今回計上させていただいたものでございます。

次に、4ページのほうをお開き願います。歳入ですが、款4国庫支出金から次のページの繰入金まで高額介護サービス費121万円に対するルールに基づく歳入を計上させていただいております。

以上、森町介護保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発議第5号 森町広報委員会条例の一部を改正する条例制定について（再議の件）

○議長（野村 洋君） 日程第5、発議第5号 森町広報委員会条例の一部を改正する条例制定について（再議の件）を議題といたします。

本件は、お手元に配りました再議書のとおり、平成23年3月23日会議において議決いたしました発議第5号 森町広報委員会条例の一部を改正する条例制定について、町長から地方自治法第176条第1項の規定により再議に付されたものでございます。

それでは、町長から再議に付した理由の説明を求めます。

○町長（佐藤克男君） 広報委員会条例改正についての問題点について申し上げます。

1番目に、この条例改正はこれまで町長の諮問機関であった広報委員会に広報活動に対する調停をその所掌事務に加え、また組織構成に議会推薦者を加えるなど、同委員会が広報紙の編集、発行等に積極的に関与できるよう改正しようとするものであります。これは、広報紙発行の責任者である町長の職務に関する言論に制限をしようとするもので、地方公共団体の長が持つ当該地方公共団体の事務の管理執行権限を大きく制限するおそれがあるものであります。

次に、議会が推薦する者が町長の附属機関であるこの諮問機関に加わり、広報紙の編集、発行等に積極的に関与することは、町長の表現の自由、町民の知る権利を大きく阻害するものである。町民の知る権利を阻害することは、町民の基本的人権を無視することであり、民

主社会を構成する重大な要素である国民の知る権利を阻害し、情報の提供を制限することでもあり、断じて許されることではありません。

3番目、この条例改正に当たって、手続は経てはいるものの、町長との議論は一切されておらず、本会議のみの議論で事足りるとされる議会の一方的な決議であり、今日的な行政と議会とのあり方に一石が投げられている状況を踏まえたとき、二元代表制の根幹を揺るがすことにもつながりかねず、甚だ不当であると言わざるを得ません。

以上、再議に付した問題点についてご説明申し上げます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ただいま町長から説明がありました。

なお、この後再議書に対する質疑を行いますけれども、念のため注意しておきますけれども、再議に付された部分については今の町長の明確に理由を指摘された部分に限られますので、その他の部分については言及しないようにひとつお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから再議書に対する質疑を行います。

○2番（堀合哲哉君） では、数点質問をいたします。

まず、大きく3点に分けておっしゃったのですが、ただ1点目、いわゆる2点目で触れました部分というのは、表現の自由、知る権利の阻害というのは、実は憲法できちっと定めてあるわけ。町長が今再議として出された中で、憲法に抵触するおそれもあるということでこの文を引用されたと思う。日本国憲法第21条だと思う。そこで、お聞きしたいのですが、もしこれが大きな要因だとしたら、実は再議書の、これの、よく見てください。地方自治法第176条第1項の規定により再議に付すのではないのです。これ間違っています。地方自治法第176条第4項の規定になるのです、憲法まで及びましたから。だから、再議書そのものが成り立っていないのではないかなと個人的には思うのだけれども、それで憲法に触れる、触れるとおっしゃいますが、言論、表現の自由というのは、他人を誹謗したり、中傷したり、おとしめるようなことが公人として可能なのかということが大きな問題なのです。プライバシーの侵害についていきますと、私人は大きく認められます。しかし、公人には制限されるはずなのです。そのことも含めて町長は公人ですから、佐藤克男氏として話をしているのはありませんから、これ間違わないでください。ですから、町長が言っている抵触するということは、実際あなたの今までの言動を見たときにこれは違うのではないですかと。相手に対して何を言ってもいいのかと。そういうことを認めていません。だから、その点お答えいただきたい、まず。それで2点になります、再議書の提出はこれ違うのではないのかということありますので。

それから、次、議会推薦者を加えると編集、発行に積極的に関与することになる。こういうふうには述べておりますが、私は今の全国の流れの中でこのことこそが民主主義の原点ではないのかと。また、職務に関する言論に制限をしようといいますが、昨年の一連のことが果たして町長の職務だったのか。この辺ははっきりしなければ、再議書に書かれている職務への侵害にも何も当たらない。この辺をお答えいただきたい。

それから、附属機関の関係です。附属機関についてお聞きしたいのですが、私ども提案したのは附属機関については旧委員会条例でも附属機関、改正案で決定したのもも附属機関、附属機関の役割について、条例上、地方自治法上どう述べているか、ここで述べていただきたい。

まず、3点だけお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時59分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

まず、自治法の説明を片野総務課長からいたします。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） それでは、事務的なことを片野総務課長から申し上げます。

○総務課長（片野 滋君） 私のほうから自治法第176条の件について、その内容をご説明いたします。

176条には、いわゆる拒否権、議会の違法、越権、それらに対する町の措置ということで規定されてございます。先ほど堀合議員から今回の再議書については、この第176条の第1項でなくて第4項ではないかというご指摘でございました。これは、自治法の解釈だろうと私は思うのですが、今回は176条の第1項を使いまして、いわゆる議会における条例の制定、これに対する議決について異議があるということでもって176条の第1項により再議書を提出したものでございます。

なお、第4項については、自治法の中では地方公共団体の議会の議決または選挙がその権限を越え、または法令もしくは会議規則に違反すると認めるときは、その理由を付して再議書を提出するという解釈になっているものでございます。今回は、第1項の適用でもって再議書を提出させてもらったものでございます。

以上でございます。

○町長（佐藤克男君） 町長の広報に書いたことが誹謗中傷だと、それは職務ではないというお話でございます。そして、町長は佐藤克男ではなくて、個人ではなくて公人なのだというお話でございました。私が書いたのは、議員の皆さんの、これもわかるように書いてございます。議員の皆さんは、町長も公人でございますけれども、議員の皆さんも公人なのです。そここのところをお間違いないように。あなたたちは、個人ではないのです。公人なのです。もしこれがあやふやな書き方をすると、議員全体の皆さんに当てはまってしまうのです。ですから、私はあえてわかるように書いてあるのです。決してこれは誹謗中傷でもなくて事実を書いている。新聞見ると事実に基づかないと書いていますけれども、私は事実を書いているだけです。皆さんの言動にも、言葉にもぜひ責任を持って、私はそれを書いているのです。

ですから、そこをよく判断してもらいたい。議員の皆さんも、堀合議員も公人なのです。この公人に対して、私はこういうことがありましたよということを書いてあるのです。ですから、よくご理解いただきたいと思います。

また、広報委員会に議会の人が入ってくるというのは私はいかがなものかなど。こういうことをして共産国家というのは、言論の自由を制限しているのです。中国もかつてのソビエト連邦も、これは言論の自由がありませんでした。今の北朝鮮もそうです。そのような格好で、私は言論を封じ込めようとする手法については断じて許せない、そのように思う次第でございます。

以上でございます。

(「附属機関について答えていません」の声あり)

○議長(野村 洋君) 町長、答弁漏れありますので、答弁をしていただきたいと思います。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 静粛に願います。

○副町長(増田裕司君) 附属機関についてのご見解をお尋ねだろろうと思ひまして、よく聞いていたのですが、メモできなくて申しわけございませんでした。附属機関についての権能については自治法に書いているとおりでございますので、調停、紛争、その他の権限も附属機関の中に入るといふふうには書いています。ただし、個別の事案については見解もそれぞれあるかと思ひますが、総体と見ればそれらの情報が入っている以上、いかがかなと思ひ点があります、法令上は瑕疵がないといふふうには考えてございます。

また、附属機関について、これは参考までですが、全国でいろいろ議会側と執行者側の附属機関の委員会のあり方についてはそれぞれ差がございまして、例えばですが、一つの委員会の中に従来は議会推薦の人間があらゆる機関に入っていたという経緯もございまして、法令的には、どこどこの、例えば農業委員会とか決まっているわけなのですが、それ以外については自治体の裁量といひますか、考え方でいろいろやってきたということがございまして、一例で挙げれば公営住宅の審査委員会とかそれぞれございまして、これは流れとすれば議会側から余り入らないような流れにはなっている。それも附属機関の一つでございまして、それはこれからの議論になろうかと思ひます。

以上でございます。

○2番(堀合哲哉君) 今副町長の答弁の中の附属機関のかかわりからお話ししたいといひのは、ここでしっかり地方自治法上、委員会設定した場合の委員会の仕事の内容に調停ちゃんが入っているのです。調停が法律に触れて、我々が提案したのは法律に触れて出しているわけではない。仕事としてあるのだ。これをご認識いただければ調停がけしからぬといひ話ないのです。だから、やっぱり地方自治法を基本にしてちゃんと議論してもらわなければ、勝手な解釈でやられてはたまつたものではないといひことです。

それから、先ほど町長は公人、公人と一生懸命言ひましたが、自分の書いていることは事実だとおっしゃつた。しかし、ここに書いてあります。公共の利益を守るために公人の言動

などを具体的に伝える必要があるときは、それが明らかならそやでたらめでなく、かつ極端に不穏当な表現でない限り適法行為とみなされる。これ限界超すと適法でも何でも無いということなのです。ですから、一連の町長の昨年町長から皆さんへという内容を含めて、これが適法だなんていう話ではない。その相手のプライバシー完全に侵害しています。町長は絶対何と無いというのですが、そうではない。その辺理解きちっとしていただかなければ、何かもう自分の言っていることは正しいと。あなたたちの言っているのが間違っているのだみたいな論戦というのは、これ議論ではない。だから、その中身のいわゆる公共の利益を守るという点は一体どういうことなのかというものを含めてお考えいただかなければ、またこのまま続けますよというだけの話ではありませんか。ただ、この委員会がすべて町長のやることに対する拒否権を持つわけではないのです。非常に勘違いしている。このつくった委員会が町長の広報上おやりになることをすべて否定してかかる何物もない。どこに書いていますか、これ。その辺しっかりとお答えいただきたいと思うのですけれども、自分は、本人は職務と思っても、それを受ける第三者が思わなければ職務ではないのです。ですから、首長たる者は言動に十分注意するというのが常識的にも当たり前のことではありませんか。

それで、どうも町長の話聞いていますと、附属機関という性格よりも私的な諮問機関的扱いを考えている。ですから、附属機関と私的な諮問機関は違うのです。後で副町長に答えていただきたいと思う。条例できちっと規定されるのが附属機関なのです。私的諮問機関というのは条例上必要ない。その辺の違いをしっかりと考えていただきたい。附属機関としては、今までも存在しているわけです。過去も存在したのです。だから、そのとおりの仕事をするというだけで、このような間違った見方をしてもらっては非常に困ることなのです。その辺をお答えいただきたいというふうに思います。

そして、今回のこのようなことに対して、我々は今改選時期迎えています。非常に不穏な動きがあるというお話も耳にいたしました。町長、直接絡まっているのではないですか。そのような話も出ておりますので、一切各議員に対する圧力だとか、そういうことをおかけになっていないのか、はっきりお答えいただきたいと思います。これこそ非常に重要な問題だ。これこそが憲法にも触れる行為なのです。ですから、その辺のことをはっきりここで答えさせていただきますと思います。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 事実というよりも、事実か事実ではないかというよりも、特定の議員の方は自分がわかるようなことを書かれて、事実を書かれていると。それが非常に嫌なのだ、私はそのように思っております。事実を暴かれていると。例えば議会の皆さんの日当たりの金額、私は年間どのぐらい議会に、また委員会に出て、そしてトータルするとこのぐらいの日当になる、そういうのも言われるのが嫌なのでしょう。そういうことも含めて、それはプライバシーだということを言っているのですけれども、決してプライバシーでもなく、あなたたちは、あなたは議員なのです。私人ではないのです。プライバシーでも何と無いです。

それから、すべてを制限される。何も私すべてを制限されるなんて言っていません。おそれがあると言っているのです。おそれがある。おそれがあると言っているのですよ。だから、それは過去の共産国家というのはみんなそうですから、非常にそういうことを持ってきて、そして今中国でも報道の自由だとか、そんなの完全にもうされています。こういうものをそういうおそれがあるということです。

(「議長、共産国家とか全然関係ない」の声あり)

○議長(野村 洋君) 町長、党派の話はしないでください。それは除外してください。

○町長(佐藤克男君) 議長、私が今話している途中です。

○議長(野村 洋君) 党派の話だけは除外してください。どうぞ、進行してください。

○町長(佐藤克男君) すぐこうやって答弁をとめさせる。これが手口ですけれども。

それから、附属機関、何で町長の諮問機関に議会が入ってこなければいけない。私は、それを言っているのです。議会は入るべきことではないのです。

それから、もう一つ、改選時期を迎えて不穏な動き、私は二、三の議員の方には説明をして、電話しました。これについては事実です。でも、不穏な動き、何かそれを圧力かける、そんなことは私は一切しておりません。そしてただ、別なところでは逆に圧力をかけている議員がいると、そのように聞いております。圧力かかってきたという議員がいます。私は、それを聞いて、この二、三日のことですけれども、非常に議員のほうが大変なことしているのだなど、そのように思っておりました。

以上でございます。

○2番(堀合哲哉君) 結局幾ら質問したって本当のこと言わない。もう自分が正しいというだけなのです。これ質疑にも何もならないのです。本当に私非常に情けない。だから、ここで答弁される時法的根拠を持ってきちっとやっていただかなければいけないのです。町民に対して誹謗中傷していないとおっしゃったけれども、取り上げる例がまるでおかしい話の例ばかり。そのことはここで私繰り返しませんけれども、結局はもう都合のいいことだけを話しして、その姿勢そのものが変わらないということなのです。

最後に、町長は議会で決めたことについては、執行方針に書いていました。それに従ってまいりたい、書いてあるのです。議会で決まったことです。今回従う意思がないから、これ出してきたと思うのです。施政方針に書いたというのは、まるででたらめなことなのか。議会決定は重んじますよと。全然重んじていない。そのことを最後にお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○町長(佐藤克男君) 議会決定に私は従うということは間違いありません。しかし、何の相談もなく、町長との議論も何もしないで勝手に議会で発議して、そして議会で決めてしまう、議決してしまう。これは、ある意味議会側の専決処分ではないのですか。それが決してこれは議論して、そして決定したものではない。こういうものに対して、今まで何点かありました。議会の皆さんの報酬、そして定数について、私は議長、副議長に相談申し上げました。一切この相談には応じませんでした。そして、結果は勝手に発議して決定してしまいま

した。また、国民健康保険の保険税についても、これも同じでした。全く町と、私と話し合
いもせずに議会は発議して、それで決定してしまいました。これは、私は議会の横暴としか
思えません。今回もこういうことでやろうということです。これは、私は法律にも憲法にも
非常に触れるようなおそれがある。そういうことで今回については、再議ということで私は
申し述べた次第でございます。議員の皆さん、私は良識を本当に信じたいものでござい
ます。こういうことがなされていくということは、私は本当に民主国家のあり方にも非常に疑義を
生じるところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 宮本議員、いいですか。先ほど手を挙げていませんでしたか。

○7番（宮本秀逸君） 熱中して聞いていましたから、結構です。

○4番（黒田勝幸君） 今堀合議員とのやりとりの中で、町長は町長に相談がなかったと。
これなら専決処分も同じだというようなこと発言ありました。実は、私議会で議会運営委員
会のほう担当いたしましてこの窓口になっておりました、この案件の。実は、この件につ
きましては3月7日の日に企画課長と課長補佐に来ていただきまして、今回の改正、条例改
正のこれ差し上げてございます。その時点でこれ副町長に見せてよろしいですかと、こう聞
かれました。いずれわかるからいいですよということでございました。その後3月11日に議
会運営委員会がございました。そのときに副町長並びに総務課長、それから担当の課長も出
席していただきまして、例えば調停か、これ、この字句のほう、それから議会選出の委員ど
うのこうのということを聞かれたのです。これどういう意味ですかと。それにも的確にお話
をしてございます。町長相談ないと言うけれども、それは事務方のほうに書類やってありま
すから、こういうことで23日にしますよということで。それは当たらない、私から言わせ
たら。それはそっちの話であって、議会は関係ない。早くからやっていますから。そうでし
ょう。それをあたかも議会がどうのこうのなんていう自体が町長、おかしい。町長がいつこ
の書類もらったかわからない、それは。それはそっちの話でしょう。それを議会がどうのこ
うのと。しまいには専決処分でしょう。ちょっと町長、おかしい。この辺どう思いますか。

○町長（佐藤克男君） 議会運営委員会というのは、これは招集かからないと行かないので
す。私は呼ばれていないのです。私は呼ばれていない。そして、役場側から調停と、この意
味を教えてください。そして、議員推薦の人、これは議員が入るのですかという質問をして
いる。それに対して答えずにこういう結果が出た。そういうものがきちんとした答えが出て、
初めて私の出番です。ですから、何も町側の副町長、総務課長が知らないふりしていたわけ
ではないです。私が出番というのは、呼ばれないと私行かないのです。行けないのです。で
すから、そういうものを呼んで、そして調整するのが本当ではないですか。呼ばないという
ものは、これは私はとんでもない議会運営委員会だと思っています。

以上です。

○4番（黒田勝幸君） 町長に直接議会で言わないから云々ということではないでしょう。
仕組み上の話を言っているのだ。町長と町長部局は一体のものでしょう。別々なのですか。

私たちは、窓口を通してちゃんとやっています。あとは、窓口の必要に応じて町長に言うことと言わないことであると思うのです。それは我々のことではないでしょう。我々がどうのこうのということではないでしょう。そういうことを、自分らのことを議会にあれしただめです。こっちはちゃんと手順踏んでやっています。緊急にあしたこれ提案すると前の日言ったというのと違うのだから、3月23日に提案するものを3月7日からやっているわけですから、期間というのがあります。だから、事務方で、それが副町長なのか、総務課長なのかは別にして、事前に協議が必要だと思えば町長にも言うなりするでしょう。それを議会が町長に直接言わないから云々という話にならないと思います。ばらばらなのですか、それなら。町長と事務方ばらばらなの。それなら全く困った話だ。どうですか。

○町長（佐藤克男君） ですから、先ほども言いましたように質問を投げているでしょう。調停というのはどういう意味なのかという質問、そしてこれには議員の推薦とは議員も入るのかという質問をしています。それに対しては何も答えずに今回の発議になったわけでございます。そして、もう一つは、議会運営委員会で何でこの問題やらなければいけないのですか。これは、総務財政委員会でしょう。何で議会運営委員会なのですか。議会運営委員会の委員長、そして副委員長、私はこの2人は広報には書きました。ほかの方は一切書いていません。これは、余りにもひどいから私書いたのです。しかし、これをずっとこの半年間ぐらい私は自粛しておりました。この件については、何も3月の議会でやる必要がないではないか。議会が新しい議員になってからでもいいではないかという話をしているにもかかわらず、また議会の推薦は議員も入るのかと、そういう質問にも答えず、また調停とはどういう意味なのかということについても答えず、そしてその質問に答えもしないで、そして突然として発議してくる。これは、私はとんでもない話だと思います。なぜ議会運営委員会なのですか。

○4番（黒田勝幸君） これで最後だから、3回目だから。いわゆる調停、それと議会選出、これはだから3月31日の議運で聞かれましたから、それについてはちゃんとお話ししてございます。それが町長に伝わっていただけでしょう。それについては、我々は関係ありませんと言っているのです。それから、何で議会運営委員会が窓口になったのだと。これは議会の都合だから、別に町長に何だかんだ言われる筋合いのものでないとは思っていますし、これは全体協議会で協議いたしまして、議長からそうしていただきたいと、皆さんよろしいですかとちゃんと了解をとって議会運営委員会が付託を受けたものでございます。2回協議いたしまして、それを議長に答申しました。それで、議長が全体の協議会の中で皆さんの意見も聞きながら、23日に提案したものでございますから、私たち議会とすればちゃんとやることやっているから、町長の耳に入ったのは遅かったのだらうけれども、それは我々の責任ではありません。だから、町長自体がもう少しちゃんと考えてくれなければ困る。何でも議会まで、今のも口出しているわけでしょう。議会は議会でしょう。その辺をきちっと仕事のポジション、いわゆる二元代表制です。町長いつも言っているでしょう。その辺をきちっとしていただきたいと、こう思っております。

○町長（佐藤克男君） 議会、傍聴の方もおられますので、私話しておきますけれども、議会運営委員会というのは、こういう広報委員会のどうのこうのというのをやる、そういう委員会ではないのです。それを私の聞いている話では、ぜひうちの議会運営委員会でやらしてくれという話をされて、議長がやったという話もまた聞いています。これうそか本当か知りません。でも、私はそこまで聞いております。でも、そういう……

（何事か言う者あり）

○町長（佐藤克男君） シャベっているとき黙らせて、ちゃんと。これ……

○議長（野村 洋君） 静粛に願います。ただ、町長も事実に基づいて話をしていただかなければだめです。

○町長（佐藤克男君） いや、そういう話があるということだけは私言っておきます。普通ならば議長が言うのは、これは総務委員会に諮るべき問題です。何で議会運営委員会なのですか。私は、そこについて非常に疑問を感じます。そして、さっき言いました。3月31日の議運でどうのこうの。3月31日って今日ではないですか。あなた、さっき3月31日の議運でどうのこうのと言っていました。3月31日って今日ではないですか。日にち間違っただけかな、では。間違っただけなら、単純なミスかもしれない。とにかく私には何の声もかけていない。これについては、私は非常に憤慨をしております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

これより再議書に対する討論を行います。

まず、討論に入りますけれども、本件に対する反対討論の発言を許します。

○2番（堀合哲哉君） 私は、3月23日本会議におきまして可決されました森町広報委員会条例の改正に賛成の立場から、そして今町長提出議案、再議に対して反対討論をいたしたいと思っております。

地方自治法の精神は、自治体の町民による民主的運営にあります。附属機関とは、地方自治法第138条の4第3項により条例に基づき設置される調停、審査、諮問または調査等を目的とした機関で、法的地位を有し、町政への助言等の機能を担っております。改正前の条例にも改正後の条例にも附属機関としての広報委員会をしっかりと位置づけております。ですから、この点では変更はございません。よりわかりやすい条例にするために、具体的に調停を字句としてうたったわけでありまして、もちろん昨年来の町長の広報上での言動を厳しく戒めることは言うまでもございません。

委員会の構成についてであります。より良い広報の編集内容にするために広報委員会の設置目的である地方行政の民主化に寄与するような適切な運営には現状においては必要欠くべからざる状況であります。昨年来の町長の誹謗中傷が果たして町長の職務と言えるのでしょうか。このようなことは、公人としての町長に与えられた権限ではございません。です

から、言論の制限には当たりません。憲法に抵触するおそれがあるため不当であると述べておりますが、それならば何がどうして抵触するかしっかりと再議書に記述すべきであります。再議の内容として、不十分この上ないものであると私は思います。むしろ憲法に抵触するのは町長の言動であり、人権を無視する権力の乱用は民主主義に対する挑戦でもあることをみずからしっかりと戒めるべきである。よって、再議の内容は公平で独自性のある視点で良識のある委員会への発展させようという町民の声を裏切る結果になると思います。以上、再議に反対の立場から討論をいたしました。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

○19番（西村 豊君） 私は、町長の再議に対して賛成であります。まず、理由を述べます。

3月23日の平成23年第1回森町議会定例会3月会議において採決された発議第5号 森町広報委員会条例の一部を改正する条例制定について反対意見を述べます。佐藤町長は、就任以来一度も欠かさず毎月森広報で町の財政状況、議会の状況、納税の啓発、または町の将来のあるべき姿を広く町民に語りかけてきております。多くの町民がこの広報を毎月楽しみにしております。その広報に対して議会の推薦する人間を広報委員会に派遣し、町長の主義主張を言論に制限を加えようとしているので、この条例改正です。改正とは名目で、町長の名前を外し、議会が主導権を握りたいためのことではないでしょうか。確かに文章の中で削除すべき点もあります。これは、日本国憲法の基本的人権である表現の自由、知る権利に制限を加える、憲法に違反する重大な可能性も無視できません。

（「そんなこと言うんなら協議会でちゃんと言え」の声あり）

○議長（野村 洋君） 静粛に願います。

（何事か言う者あり）

○19番（西村 豊君） 堀合さん、何よ……

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 静粛に願います。

○19番（西村 豊君） また、二元代表制の基本である議会と理事者はお互いに尊重し合い、お互いにその権利を主張し、侵害しないことが原理原則です。この条例改正は、町長と議会のわだかまりを森広報の町長から皆さんへだと思いますが、一部の議員が中傷されたような内容もあり、この議員たちが不信感を持って町長から皆さんへの中で町長の名前を消したいとの思いから発議したものと思われます。本来なら、議長と町長、両方の話し合いで解決できる問題だと思っております。そもそもこの条例改正しなければならない根拠は何か、このままだと住民生活にどんな支障を来すのか、選ばれた議員としてこの改正を住民より求められているのか、個人主義の主義主張ではないのか、住民生活にメリットも、デメリットはどのようなのか、私はこの小さな問題を大騒ぎし、住民に迷惑をかけること、議会と町長がまたもめていると、このほうが大問題ではありませんか。双方話し合い、修正すべきだと思います。私は、このような理由から、憲法違反も想定され、二元代表制の根拠を揺るがす広報委員会

条例の一部改正には反対します。町長の発言には賛成であります。もっと皆さん、大人になれや。柔軟性持て。

以上です。

○議長（野村 洋君） 次に、反対討論の受け付けをいたします。再議書に対しての反対の討論を受け付けいたしますので、討論ございますか。

○4番（黒田勝幸君） 拍手ないね。ありがとうございます。そもそもこの条例を改正しなければならないという根拠を町長が謙虚に受けとめてほしいと、これが基本です。今まで何も差し支えなかったのです。これでよかったのです。もう前町長のときには、約38年、40年近く何もなかったのです。佐藤町長がなってからいろいろとありまして、これも一つの活性化かもしれない。だけれども、やりすぎです、これは。

（何事か言う者あり）

○4番（黒田勝幸君） 私はちゃんとしている。それで、いわゆる調停、これは地方自治法で認められております。議会推薦、これ議員になると特定していません。議会推薦ですから、これについては選挙あって、新しい議員さんで協議してくださいということになっております。やはりこれ委員は10名以内となっていますよね。有識者3名、これは町のほうで指名すると思うのです。議会推薦は議会が推薦します。一般公募、公募委員というのは4名になっているから、これは全く公平なのです。それと、皆さん、この委員即そうなるということではありませんから、これ町長が委嘱するとなっているのです。だから、それでいいのだわと私は基本的に思っております。

それと、町の最高議決機関です、議会というのは。そこで、町長のかかわりにこういうことをやっているという自体がナンセンスだし、この貴重な時間を費やしているのです、毎度毎度。これこそ町民にとってまことに不幸な話なのです。ですから、決まったことには謙虚に受けとめて、それに従ってほしい。これが議会本来の姿です。だから、町民もやはりその辺もわかっていただきたいと私は思っております。だから、こうしなければならない根拠は何か。これ非常にいいです、この内容等は。どこに持っていったって当たり前の話です。その辺を少し皆さんも理解して、町長はもちろんだけれども、傍聴者の方々も理解していただきたいと。私は、これ何も変えることないと、これでいいと、こういうことでございます。ありがとうございます。

○議長（野村 洋君） 静粛に願います。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

○14番（坂本喜達君） 私からは、縷々ご説明両方からありましたので、ごく簡潔にまとめてみたいと思います。まず1つに、本来このような町の執行部の事務管理執行権限のものにわたる条例は、努めて議会は全会一致が望ましいものであろうと。なぜならば、もし仮にこの提案のとおりいったとして、またぞろ同じような騒ぎになったとするならば議会の威厳にかかわるものだと。議会の威厳にかかわるということは、全町民の民意を損ねるものだというをまず第1点に述べたい。

2点目には、ただいまの話で出ていましたが、議長の日ごろの努力は認めます。しかし、もっともっと町民に望まれる議会と町は何ぞやというものを思いながら、強いリーダーシップがあったとするなら、このような議論は恐らく今議会でなかったであろうと、こう思います。

3点目には、町長から議運と総務の話がありました。議運は、所要の協議を尽くして諸般の体制を整えるという使命があります。だとするならば、議運そのものが議会の一つの判断の総意としてまずまとめられる、そういう議運の使命があります。この議運が必ずしも今回全会一致ではなかったのではなかろうかと。これは、今後の議会運営委員会のあり方にも私から一石を呈することになります。努めて議運は、諸案件について全会一致が筋であろうと。それからもっとあるのは、このようないわゆる議論、そして時間を費やすとするなら、森町の今抱える課題、問題山積しております。この部分に少しでも時間を費やす姿勢があつてふさわしいと、私はこう思いますし、やはり何といてもこのような見解からしますと、今回の件は必ずしも町長の再議というものを全幅の信頼をするものではないが、議会の提案のあり方も含めて賛意を示すものであります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございますか。どちらでしょうか。反対討論から……
（「反対です」の声あり）

○議長（野村 洋君） 反対討論ですか。本件に対する反対、再議書に対する反対討論ですよ。

○7番（宮本秀逸君） 先ほどからの議論を聞いておまして、最初に災害の話をされましたけれども、全くここは幸せだなというような感じで私は聞いておりました。ある意味非常に情けないなというような感じもいたしておりました。本当にこういったことで時間費やしていいのかなというような気持ちがございます。

再議書に対する反対といたしますのは、ここに述べられた、先ほど町長から説明がございましたけれども、書かれておる内容が甚だマイナーな考えばかりだということで、実は反対ということにいたしました。今回提案されました広報委員会の条例改定についても私は反対でございます。といたしますのは、もっともっと中身については議論すべき点があるろうというようなことで、実は反対しております。と同時に、この再議書につきましても趣旨は理解できるものの、実はこれほどマイナーにとらえることはないであろうという気がしております。前出の坂本議員がおっしゃいましたように、今議論すべきことがこの森町において、ここも被災地でございますから、相当なものがあるわけでございますけれども、それを形の上ではどちらかに忘れ去ったかのような議論がなされること自体が私は非常に実は不愉快な思いがして、先ほどから議論を聞いておりました。そういった意味でもっともっと建設的な再議書でもあるべきだろうというようなことで、この再議書の内容についてはプラス方向にしていきたいというような気持ちで、実は反対ということにさせていただきました。議会推薦者を加えるということが先ほどの説明によりますと、町長の職務に関する言論に制

限を加えるという説明がございましたが、果たして必ずしもそうかということを考えますと、必ずしもそうではないというふうに私はとらえております。いろんな多方面からの委員を選出するという事は、これは数が多ければ多いほど建設的な意見も出されるわけでございます。少人数になればなるほどある意味での危険性もございます。先ほど町長から説明があった内容を考えますと、恐らくマイナーに考えられましたその内容についての懸念というのは、私も十分納得いく部分もございますけれども、こういった森町を挙げて大事に取り組まなければならないという時点においてこういうマイナーな考え方は決してうまくないと、こういった意味で実は反対させていただきます。

そして、先ほど過ぎたことでございますが、財調に1億三千何がしという積み金をすることになりました。日本国全体を考えた場合に、いまだ肉親の生存すら確認できないでいる人たちが毎日報道されてございます。そんな中であって私たちの町におきましては、4億何千万円という、いわば思いがけないお金を実は国からいただいた結果が先ほど報告されました。そんな中であってもっとももっと私たちが考えるべきことは、これも当然必要なことでございますけれども、あるのではないかと、こんなふうな気がいたします。そして、この議論の発端となりました昨年の広報紙における町長の発言につきましては、私も一般質問で提案申し上げました。もっとも町民の抱える問題、あるいは町の抱える問題、あるいはこれから町がいかんとする方向性を示すべきだと、こんなことを実は申し上げました。私は、広報紙というものはすべての町民が一つの目標に向かって進んでいくべき方向を示すべきものであろうと。町長の言動というものは、まさにそれに尽きるのではないかと、こんなふうには実はいつも考えてございます。そういった意味合いから、この再議書で提案されております内容について、趣旨は理解できるものの、表現としては絶対にこのままではうまくないという思いで討論に立たせていただきました。ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから発議第5号 森町広報委員会条例の一部を改正する条例制定について（再議の件）を採決します。

この採決は起立によって行います。

この場合、3月23日の議決のとおり決定することについては、地方自治法第176条第3項の規定によって出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。なお、本件は自治法の規定により、議長の表決権を含む特別多数議決が適用されます。出席議員は21名でございます。その3分の2は14名です。本件を3月23日に議決された議員発議の改正議決のとおり決定することに賛成の方は起立です。再度念のために申し上げます。3月23日に改正議決された議員発議に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） ただいまの起立者は3分の2以上です。

したがって、発議第5号 森町広報委員会条例の一部を改正する条例制定について（再議の件）は、3月23日の議決のとおり決定いたしました。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして3月第2回会議に付議されました案件の審議はすべて終了しましたので、平成23年第1回森町議会定例会3月第2回会議を終了いたします。

休会 午前11時54分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成23年3月31日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員